

福祉用具貸与事業者の皆様へ

滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課

国保連合会への介護保険請求時の注意事項について  
(平成30年10月貸与分(11月の介護請求分)から)

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成30年7月13日付介護保険最新情報 Vol. 663 にて、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について通知されております。

さて、平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないのので、御留意いただきますようお願いいたします。

(「資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。」の内容で返戻となります。)

1. 対象となる請求様式

サービス種類	請求様式
17：福祉用具貸与	様式第二
67：介護予防福祉用具貸与	様式第二の二
33：特定施設入居者生活介護 (うち、外部サービス利用型で提供の福祉用具貸与分)	様式第六の三
35：介護予防特定施設入居者生活介護 (うち、外部サービス利用型で提供の介護予防福祉用具貸与分)	様式第六の四

2. 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします(貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。)

○掲載先(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

<<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>>